

No.	カテゴリー	質問内容	回答
1	3者見積	設計、設備、工事をそれぞれ分けて発注する場合に、それぞれについての3者見積が必要でしょうか。	発注単位に応じ、それぞれで3者見積が必要になります。仮に「設計」、「設備」、「工事」で分ける場合には、それぞれで3者見積が必要になり、見積書としては9者分になります。
2	3者見積	3者見積を行う際の選定理由書の作成にあたって、申請後にSPCを設立する予定の場合、出資者全員の承認が必要なのでしょうか。	主たる出資者が選定理由書を作成してください。出資者全員の承認は必要ありません。
3	スケジュール	公募要領P.25「2-1 事業全体のスケジュール」で示す、交付申請前における「系統連系申込受付」は何を指しているのでしょうか。	発電設備等系統アクセス手続きにおける「接続検討申込」、「一般送配電事業者からの回答」等を想定しております。なお、交付申請においては一般送配電事業者等への系統連系申込は必須ではありませんが、系統連系協議の進捗は採点審査の項目となっております。
4	概算払	公募要領P.23「補足6 複数年度事業」に記載の「概算払」を行うためには何が必要でしょうか。	当該年度における年度末までの補助事業の実績（設計図書、設備購入、対象工事等の出来高等とそれに対応する検収、補助対象経費の支払実績）見込みに基づいて概算払請求書を提出してください。詳細は採択後に、S I I が別途指示をします。
5	各種手続き	提出書類における実施計画書No.2-3-4に「見積書（発注単位ごとの3者分の見積書）」とありますが、公募開始前に発行された見積書でも可能でしょうか。	公募開始後に発行された見積書が必要です。本事業の公募開始以降、書面等による見積依頼を行ってください。
6	各種手続き	公募要領P.8(12)で示す「省エネ法における特定事業者」でなくても本事業への申請は可能でしょうか。	可能です。
7	交付申請書類	申請者と設備設置場所の土地・建物の所有者が異なる場合、交付申請時に土地や建物の利用契約等を締結していないと申請はできないのでしょうか。	申請頂くことは可能ですが、当該所有者との交渉経緯がわかる資料を提出してください。
8	交付申請書類	添付資料4 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写しとして直近3か年分の提出が必要とありますが、設立間もないので3か年分が提出できない場合はどうすればよいでしょうか？ また、設立から1年にも満たず、損益計算書及び貸借対照表が存在しない場合はどうすればよいでしょうか。	提出できる分の財務諸表をすべて提出してください。 1年に満たない場合は、損益計算書及び貸借対照表に代わる書類の提出を求められることになると考えます。財務諸表の提出ができない説明を理由書に記載のうえで申請いただき、SIIの指示に従って代替書類をご提出ください。
9	採点審査 交付申請書類	公募要領P.33「採点審査4-①」について、蓄電システムのレジリエンスに関する項目があり、P.39にも提出書類として含まれていますが、申請するにあたってこれらは必須要件でしょうか。また、(a)(b)いずれかを満たしていればよいでしょうか。	必須要件ではありません。 レジリエンスの(a)(b)についてはご提出頂いた書類を基に判断を行いますので、それぞれに対し書類を提出してください（実施計画書No.2-6 仕様書等詳細資料）。
10	申請者	公募要領P.16「1-8 申請単位」に、「申請単位として1社あたり（共同申請含む）の申請上限数は、補助対象となる設備の種類毎に2件とする。」とありますが、リース事業者にもこの上限は適用されるのでしょうか。	リース事業者にも適用されます。
11	申請者	公募要領P.6「1-5 補助対象事業者」の※5に「使用者とは、補助対象設備を運転、稼働させることにより各種電力市場での取引等の活用を主体で行う事業者をいう。」とありますが、アグリゲーター等の蓄電システムの所有者から業務委託を受けて当該設備を運用する事業者はこれに該当するのでしょうか。	電力市場取引等において決定権を委託元が有していたり、系統連系契約の契約主体である事業者を設備の使用者としており、単に当該設備の実運用を委託され運転・保守等を主として実施する事業者は使用者に該当しません。
12	申請者	設立予定のSPCでの申請を考えています。SPCへの出資者が3社の場合、申請者は誰にすればよいでしょうか。	SPC設立前であれば、主たる出資者等が主申請者となり、SPC及びその他の出資者を共同申請者としてください。（下記申請パターンも参照してください） なおここでいう出資者とは、SPCへの持分としての出資をする事業者です（SPCが匿名組合契約により資金調達する匿名組合員ではありません）。 ※SPCがすでに設立されている場合は、いずれも主たる出資者による確約を前提としたSPCによる単独申請となります（但しリースを除く）
13	申請者	公募要領P.16に「1事業者から2件申請する場合は案件ごとの違い、それぞれの特性を明確化すること。」とあるが、具体的にどこに記載すればよいでしょうか。	実施計画書No.2-1「実施概要書」内におけるビジネスモデルの記載で違いがわかるようにして下さい。 同時申請している案件を引き合いに出して比較する等の必要はありません。
14	申請者	設立予定のSPCで申請を検討しています。その場合はSPCへの持分としての出資をする事業者全員が、P.7(11) 温室効果ガス排出削減のための下記の取組を実施できる者であること。」の要件を満たさなければならないのでしょうか。	出資者全員が共同申請者とみなされるので、出資者全員が当該要件のみならず、すべての補助事業者の要件を満たしている必要があります。
15	申請者	交付決定後のSPC設立を予定している場合、出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要なのでしょうか。	申請時においては暫定的に主たる出資者が申請者となるため、提出は不要です。 事業承継の手続きを行う際に、添付資料11「主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書」を提出してください。
16	申請者	事業期間中における、SPCの出資者及び出資比率の変更は認められないのでしょうか。	公募要領P.6「1-5補助対象事業者」の3)のとおり、有限責任組合員及び匿名組合員を除き、出資者の変更（出資者の追加及び削除）は認められません。 出資比率の変更については特に制限はありませんが、比率変更により、添付資料11「主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書」に名前を記した者が変更となる場合は認められない可能性があります。
17	補助事業完了要件	公募要領P.17「1-10 補助事業期間」における、「③補助対象設備の試運転の完了」は、仮設電源による、補助対象設備（蓄電システム）の全体動作確認でも要件を満たすのでしょうか。	仮設の電源による動作確認でも構いません。仮設電源からの電源引き込みを行った上で、補助対象設備（蓄電システム）全体の稼働の確認を含んだ内容の試運転を実施してください。
18	その他	公募要領P.28「2-6 補助事業の開始について」に「工事の発注について「原則、中間検査の実施後に発注・契約を行うこと」とありますが、納期の関係で交付決定後にすぐにも発注をしたい場合はどうすればよいでしょうか。	まずは公募要領P.17にある交付決定予定日（12月中旬）はあくまでも予定であって、後ろ倒しになる可能性を含めて無理のないスケジュールを組んでいただき、交付申請を行うことが大前提となります。（公募要領P.32 要件審査項目（11）スケジュールを参照） その上で、何らかの事情で中間検査を待たずに発注をする必要性が生じた場合は、必ず事前にSIIにご相談ください。
19	その他	応募者多数等により、公募期間の日程を前倒して受付を締め切る可能性はあるのでしょうか。	公募期間中の申請に対し交付決定を行うため、締切前に申請を打ち切ることはありません。
20	その他	公募要領P.4「1-3 事業規模」に、初年度の事業規模は約80億円とありますが、今回の公募は80億円分のみで、残りの分は別途で公募が行われるのでしょうか。	本事業の公募は今回実施する1回のみです。よって、この公募の交付決定においては最大390億円（の内数）分の事業を採択します。採択された事業は交付決定日以降に事業を開始しますが、各年度末時点（予定）で補助金の概算払いを受けることができ、その初年度で支払える額の上限が、すべての採択事業者の合計で80億円まで、という意味です。
21	廃棄物処理法上の広域認定取得	公募要領P.12「当該認定を未取得の場合は、申請時点で広域認定制度申請の手引き（ https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf ）第2章2.1（2）の環境省地方環境事務所の了解を受けており、本事業完了までに当該認定を取得すること。」とありますが、了解を受けていることの証憑は、どのようなものが当てはまりますでしょうか。	環境省地方環境事務所から、供給事業者宛に了解していることが分かる通知書、メール等です。なお、通知書、メール等は、どのような内容で環境省地方環境事務所の事前確認が完了した旨の了解を得ているかを明示いただくために、環境省地方環境事務所に提出した書類や、メールでのやりとりも含め、問合せから了解を受けるまで時系列でわかるようにしてください。なお、メール文面にて通知をされている場合は、当該電子メールのファイル（.eml形式等）をjGrantsに添付ください（メール文面のPDF形式等への変換は不可）。
22	交付申請書類	添付資料9 補助事業実施場所における地元調整等の状況説明、とありますが、どのような資料が当てはまりますでしょうか。	交付申請の手引きP.50「√地元等との調整に関する進捗状況や予定が判るようになること。√地元等との調整内容が判るようになること。」に記載の通り、地元等とのやり取りがわかる議事録やメールでのやりとり等がわかるものが該当します。なお、議事録やメールは、地元等と調整した日付を明示し、やりとりの経緯が分かる状態で提出いただくこと、調整先の担当者等も明示いただく必要があります。また、説明会を開催した場合には、説明会を開催したことが客観的に確認できる資料（説明会の開催中の写真等）をご提出ください。